

第 号
令和 年 月 日

殿

税務署長

⑩

期限延長
製造
酒類 免許の 緩和 拒否通知書
販売業 条件
解除

令和 年 月 日付で申出のあった 番 の酒類 製造 期限延長
販売業 免許の 緩和
条件 解除

延長
については、下記の理由により緩和を認めることができませんので、通知します。
解除

記

記載要領

- 製造免許については、標題及び本文中「酒類」とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、「ウイスキー」、「もろみ」等と記載する。
- 届出による期限付酒類小売業免許については、標題及び本文中「酒類販売業」とある箇所は、「届出による期限付酒類小売業」と記載する。
- 不服申立て等についての教示文を添付する。
- (理由の記載例) 「公開抽選により決定された審査順位に従い審査した結果、貴社（あなた）の申出（審査順位番）は、本年度の免許可能件数の範囲外となりました。
このため、貴社（あなた）の申出は、酒税法第11条第2項に規定する酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の販売業免許の条件を緩和（解除）することが適当でないと認められる場合に該当します。」